

# 福井県報

号外第25号  
令和6年  
3月31日(日)  
火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集登載事項)

規 則

※身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則(三五・障がい福祉課)……………二

告 示

○道路の区域の変更(一三七・道路保全課)……………八

教育委員会規則

※福井県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則(一・教育政策課)……………九

選挙管理委員会告示

※政治資金規正法による国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に

関する規程の一部を改正する告示(二八)……………一〇

規則

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月三十一日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第三十五号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年福井県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(身体障害者手帳の交付の申請)

第八条の二 法第十五条第一項の規定による身体障害者手帳の交付の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。

- 一 十五歳以上の身体障害者 身体障害者手帳交付等申請(届出)書(十五歳以上)
- 二 十五歳未満の身体障害者 身体障害者手帳交付等申請(届出)書(十五歳未満)

(様式第六号の二)

(居住地等変更届出書等)

第十一条 政令第九条第二項の規定による居住地等の変更の届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。

- 一 十五歳以上の身体障害者 身体障害者手帳交付等申請(届出)書(十五歳以上)
- 二 十五歳未満の身体障害者 身体障害者手帳交付等申請(届出)書(十五歳未満)

(略)

2 (身体障害者手帳再交付申請書等)

第十二条 政令第十条の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。

- 一 十五歳以上の身体障害者 身体障害者手帳交付等申請(届出)書(十五歳以上)
- 二 十五歳未満の身体障害者 身体障害者手帳交付等申請(届出)書(十五歳未満)

(略)

2 法第十六条第一項もしくは第二項または省令第七条第二項もしくは第八条第

(身体障害者手帳の申請)

第八条の二 法第十五条第一項の規定による身体障害者手帳の交付の申請は、身体障害者手帳交付等申請(届出)書(様式第六号の二)により行うものとする。

一 十五歳以上の身体障害者 身体障害者手帳交付等申請(届出)書(十五歳以上)

(略)

(居住地等変更届出書等)

第十一条 政令第九条第二項の規定による居住地等の変更の届出は、身体障害者手帳交付等申請(届出)書(様式第六号の二)により行うものとする。

一 十五歳以上の身体障害者 身体障害者手帳交付等申請(届出)書(十五歳以上)

(略)

2 (身体障害者手帳再交付申請書等)

第十二条 政令第十条の申請は、身体障害者手帳交付等申請(届出)書(様式第六号の二)により行うものとする。

一 十五歳以上の身体障害者 身体障害者手帳交付等申請(届出)書(十五歳以上)

(略)

2 法第十六条第一項もしくは第二項または省令第七条第二項もしくは第八条第

二項の規定による身体障害者手帳の返還は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式に当該身体障害者手帳を添付して行うものとする。

- 一 十五歳以上の身体障害者 身体障害者手帳交付等申請(届出)書(十五歳以上)
- 二 十五歳未満の身体障害者 身体障害者手帳交付等申請(届出)書(十五歳未満)

様式第六号の二を次のように改める。

二項の規定による身体障害者手帳の返還は、身体障害者手帳交付等申請(届出)書(様式第六号の二)に当該身体障害者手帳を添付して行うものとする。

## 身体障害者手帳交付等申請（届出）書（15歳以上）

申請者 ふりがな					
申請(届出)者 氏名	〒		生年月日	年	月 日
居住地					
個人番号					
電話番号	-				

## 福井県知事 様

次のとおり申請（届出）します。

1欄【申請】	既交付手帳の内容			
申請の種類 新規交付 再交付 その他 (理由に○をつけて下さい。)	1.障害程度変更のため 2.障害内容追加のため 3.破損(汚損)のため 4.紛失のため 5.再認定のため 6.その他のため ( )	手帳番号	福井県第	号
		年	月	日交付 種 級
備考	障害名			

2欄【届出】				
1.居住地変更 2.氏名変更	3.返還 4.その他( )	既交付手帳の内容		
居住地または氏名変更日 年 月 日	年 月 日	返還の理由	死亡その他 その	手帳番号 福井県第
変更前の住所	変更前の氏名	死亡等の年月日	年 月 日	号
その他の届出	お届けの内容をご記載ください。		障害名	摘 要

備考 死亡による返還の場合、摘要欄に死亡した障害者の氏名を記入してください。

※処理（記入しないください。）

市町 記入欄	番号確認	<input type="checkbox"/> 番号カード	<input type="checkbox"/> 個人番号通知書	<input type="checkbox"/> 住民票	<input type="checkbox"/> その他( )
	本人確認	<input type="checkbox"/> 番号カード	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 旅券	<input type="checkbox"/> 学生証
手帳番号	福井県第	号	手帳交付年月日	年	月 日

様式第六号の二の次に次の一様式を加える。

様式第6号の3（第8条の2、第11条、第12条関係）

年 月 日

## 身体障害者手帳交付等申請（届出）書（15歳未満）

15才未満の児童の申請（届出）は、保護者が代わって手続をしてください。この場合には、児童の氏名、生年月日および個人番号を3欄に記入することとし、**保護者の個人番号を記入する必要はありません。**

申請者（保護者）

ふりがな		生年月日	年	月	日
申請(届出)者名氏					
居住地	〒				
本人(児童)との関係		電話番号	-	-	

福井県知事 様

次のとおり申請（届出）します。

1欄【申請】	新規交付 再交付 その他 (理由に○をつけて下さい。)	1.障害程度変更のため 2.障害内容追加のため 3.破損(汚損)のため 4.紛失のため 5.再認定のため 6.その他のため ( )	既交付手帳の内容				
			手帳番号 福井県第	号			
備考			年	月	日	交付 種	級
備考							

2欄【届出】

1.居住地変更	3.返還	既交付手帳の内容	
2.氏名変更	4.その他( )	手帳番号	福井県第
居住地または氏名変更日	年 月 日	返還の理由	その
変更前の住所		死亡の理由	その
変更前の氏名		死亡等の年月日	年 月 日
その他の届出	お届けの内容をご記載ください。	摘要	

備考 死亡による返還の場合、摘要欄に死亡した障害児の氏名を記入してください。

3欄【15歳未満の児童】

児童の個人番号をご記入ください。

ふりがな		生年月日	年	月	日
氏名					
居住地					
児童の個人番号					

※処理（記入しないで下さい）

市町 記入欄	番号確認	<input type="checkbox"/> 番号カード	<input type="checkbox"/> 個人番号通知書	<input type="checkbox"/> 住民票	<input type="checkbox"/> その他( )
	本人確認	<input type="checkbox"/> 番号カード	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 旅券	<input type="checkbox"/> 学生証
手帳番号	福井県第	<input type="checkbox"/> 障害者手帳	号	手帳交付年月日	年 月 日

附則  
この規則は、公布の日から施行する。

## 指 示

### 福井県告示第137号

一般県道常神三方線の下記区間において、旧道の引継ぎに伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および敦賀土木事務所において、令和6年3月31日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年3月31日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区 間	幅員 (単位：メートル)	延長 (単位：メートル)
一般県道	常神三方線	新	三方上中郡若狭町常神10号	8.5	877.9
			深山3番3地先から	～	
			三方上中郡若狭町神子3号北	26.7	
		旧	三方上中郡若狭町常神10号	8.5	877.9
			深山3番3地先から	～	
			三方上中郡若狭町神子3号北	26.7	
旧	三方上中郡若狭町常神10号	5.7	3,400.0		
	深山3番3から	～			
		旧	三方上中郡若狭町神子3号北	84.0	



教育委員会規則

福井県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月三十一日

福井県教育委員会

福井県教育委員会規則第一号

福井県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

福井県教育委員会行政組織規則(昭和四十六年福井県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

<p>(各課および各室の分掌事務)</p> <p>第八条 各課および各室の分掌事務は、次表のとおりとする。</p>		<p>(各課および各室の分掌事務)</p> <p>第八条 各課および各室の分掌事務は、次表のとおりとする。</p>	
課名および室名	分掌事務	課名および室名	分掌事務
(略)	(略)	(略)	(略)
高校教育課	(略)	高校教育課	(略)
義務教育課	一〇二十三 (略)	義務教育課	一〇二十三 (略)
	二十四 夜間中学の開設の準備に関する事。		二十四 (略)
	二十五 (略)		二十四 (略)
生涯学習・文化財課	(略)	生涯学習・文化財課	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>(理事)</p> <p>第二十七条の二 (略)</p> <p>(臨時または特別に置く職)</p> <p>第二十七条の三 前二条に定めるもののほか、臨時または特別な事務を処理させるため、必要な職を置くことができる。</p> <p>第二節 県立学校</p> <p>(職員およびその職務)</p> <p>第二十八条 (略)</p>		<p>(理事)</p> <p>第二十七条の二 (略)</p> <p>(職員およびその職務)</p> <p>第二十八条 (略)</p>	

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

# 選挙管理委員会告示

## 福井県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法による国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月31日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

政治資金規正法による国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する告示

政治資金規正法による国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程（平成22年福井県選挙管理委員会告示第128号）の一部を次のように改正する。  
様式第1号、様式第9号および様式第10号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

少額領収書等の写しに係る開示請求書

福井県選挙管理委員会委員長 様

年 月 日

氏名または名称：（法人その他の団体にあってはその名称および代表者の氏名）

住所または居所：（法人その他の団体にあっては主たる事務所等の所在地）

〒

連絡先：（連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡先の住所、氏名、電話番号）

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第1項の規定により、下記のとおり少額領収書等の写しの開示を請求します。

記

### 1 請求する少額領収書等の写し

年	国会議員関係政治団体の名称	支出項目※

※支出項目欄には、下記の①～⑩の支出項目を記入してください。

- ①光熱水費      ②備品・消耗品費      ③事務所費      ④組織活動費      ⑤選挙関係費
- ⑥機関紙誌の発行その他の事業費      ⑦調査研究費      ⑧寄附・交付金      ⑨その他の経費
- ⑩上記①～⑨全ての経費

### 2 開示請求の理由・目的

（開示請求の理由・目的をできるだけ具体的に記載してください。）

### 3 開示請求者が求める開示の実施方法等（開示の実施方法の申出の際にも選択することができます。）

ア 福井県選挙管理委員会における開示の実施を希望する。  
 <開示実施の希望日> \_\_\_\_\_  
 <実施の方法> ① 閲覧      ② 少額領収書等の写しの交付  
 イ 写しの送付の方法による少額領収書等の写しの開示の実施を希望する。

※この欄は記入しなくても構いません。

備考 \_\_\_\_\_

様式第9号(第8条関係)

年 月 日

少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書

福井県選挙管理委員会委員長 様

氏名または名称：(法人その他の団体にあつてはその名称および代表者の氏名)

住所または居所：(法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)

〒

連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡先の住所、氏名、電話番号)

政治資金規正法施行令(昭和50年政令第277号)第11条第1項の規定により、下記のとおり申出をします。

記

1 少額領収書等の写しに係る開示決定通知書の番号等

日付：年 月 日

文書番号：福選管第 号

2 開示請求者が求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものの番号に○印を付してください。

	国会議員関係政治団体の名称	種類・量
		判文書 枚
実施の方法		
1 閲覧	1 全部 2 一部 ( )	
2 複写機により白黒で複写したものの交付	1 全部 ( ) 2 一部 ( )	

3 写しの交付手数料

写しの交付に当たっては、福井県手数料徴収条例(平成12年福井県条例第2号)で定める額の手数料を納める必要があります。

実施の方法	算定基準 (福井県手数料徴収条例)	左の実施方法で開示 を希望する文書量 枚	写しの交付手数料
1 閲覧	—	枚	—
2 複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円	枚	円

4 福井県選挙管理委員会における開示の実施を希望する日(写しの送付の方法による少額領収書等の写しの開示の実施を求める場合を除く。)

年 月 日 ( )

5 写しの送付の方法による少額領収書等の写しの開示の実施の有無

 有  無

※ 「写しの送付の方法による少額領収書等の写しの開示の実施」を希望する場合には、写しの交付手数料のほか、送付に要する費用(郵便切手)が必要となります。

様式第10号(第12条関係)

年 月 日

少額領収書等の写しに係る更に開示を受ける旨の申出書

福井県選挙管理委員会委員長 様

氏名または名称：(法人その他の団体にあつてはその名称および代表者の氏名)

住所または居所：(法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)

〒

連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡先の住所、氏名、電話番号)

政治資金規正法施行令(昭和50年法律第277号)第11条第3項の規定により、下記のとおり更に開示を受ける旨の申出をします。

記

1 更に開示を受ける国会議員関係政治団体の名称

2 開示決定通知書の日付および文書番号  
(年 月 日付け福選管第 号)

3 最初に開示を受けた日

4 開示請求者が求める開示の実施の方法等

(福井県選挙管理委員会における開示の実施を受ける場合、その希望日)

(写しの送付の方法による少額領収書等の写しの開示の実施を希望する場合は、その旨)

\*少額領収書等の写しの同じ部分について、最初に開示を受けた開示の実施の方法と同じ開示の実施の方法を受けることはできません。

※この様式は、通知の内容により修正および加筆する場合があります。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正前の政治資金規正法による国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

令和六年三月三十一日発

行

発行人

〒九一〇―八五八〇

福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県